

平成30年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号
平成30年6月6日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	残間 俊典 君	総務課長	浅野 辰夫 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	伊藤 義継 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	遠藤 努 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	鎌田 光一 君
学校教育課長	斎藤 雅彦 君	社会教育課長	千葉 昭 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 上野亮太

議事日程第2号

平成30年6月6日(水曜日) 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問〔3人 6件〕

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 5 | 議案第 4 1 号 | 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 2 号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 3 号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 4 号 | 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 4 5 号 | 平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号） |

本日の会議に付した案件

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 一般質問〔3人 6件〕 | |
| 日程第 3 | 報告第 2 号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 4 | 報告第 3 号 | 事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第 5 | 議案第 4 1 号 | 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 4 2 号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 3 号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 4 号 | 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 4 5 号 | 平成 3 0 年度大郷町一般会計補正予算（第 2 号） |

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番若生 寛議員及び7番赤間 滋議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、9番高橋重信議員。

9番（高橋重信君） おはようございます。通告の順に、9番高橋重信、一般質問を行います。

大綱2つのうちの1番、乱開発を防ぐ条例について。

東成田地区と川内地区に土取り場が集中しており、乱開発と言っても過言ではない。1ヘクタール以上の許認可は県にありますが、地元で許可しなければ開発できないと考えます。

現在、土地を販売している土取り場と、山砂のみの販売による土取り場との状況はどのようになっているのか。最終的にはどのような状況になるのか。凶案化をして検討すべきと考えます。

まちづくりのための開発ならまだしも、このような乱開発行為は、条例をつくり防ぐべきと考えるが、所見をお伺いします。

大綱2番、株式会社おおさと地域振興公社事業の推進体制について。

井ヶ田製茶株式会社との業務提携を行い、いよいよ事業展開の取り組みがなされると考えるが、どのように進んでいるのか。

また、本事業は、若者定住・子育てなど、魅力あるまちづくりを目的としている。それを推進していくためにも、体制づくりが極めて重要と考える。

そこで、公社事業の推進体制について所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいま高橋重信議員からの乱開発を防ぐ条例を制定してはどうかという御質問であります。町では乱開発防止並びに自然環境保全等を図

るため、開発指導要綱を制定しており、1,000平方メートル以上の開発事業については、事前協議の提出をいただき、災害の防止及び環境保全等を基本として審査し、同意基準に合致した場合に同意してございます。

土砂採取を目的とする開発については、東日本大震災以降、復興需要等により急激に増加いたしました。近年2カ年については2件と、大幅に減少してございます。なお、森林法により、1ヘクタール以上の土砂採取等の林地開発を行う場合は、県の許可申請が必要とございます。

今後も引き続き法律並びに町の開発指導要綱に基づき、乱開発防止のため対応してまいりたいと考えているところであります。

次の株式会社おおさと地域振興公社の推進体制についてという御質問でございますが、公社事業につきましては御質問のとおり、魅力あるまちづくりを推進するため、若者定住・子育てなど、将来のまちづくりには欠かせない重要な目標を掲げてございます。それを実現するための具体的な取り組みとして、本年1月、井ヶ田製茶株式会社と公社と町で三者協定を締結し、道の駅おおさと物産館に関する店づくりや商品開発、人材育成などについて共同しながら、関係事業の推進に努めているところであります。

店づくりや商品開発については、ただいま18人で構成する女性プロジェクトを共同で立ち上げたところでございます。また、リニューアル事業や、こうした女性の声を反映させながら、顧客満足度の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、リニューアル事業を推進する上で、人材育成や、重要な課題であります、井ヶ田製茶株式会社と公社の間で視察研修を含めた人材交流を行ってございますが、今後はアグリエの森秋保ヴィレッジで実地研修を行い、売り場づくりのスキル研修を実施することになっております。

以上のこと、リニューアル計画に当たっては、民間のノウハウをいただき、また女性プロジェクトチームの意見を反映させながら、公社事業の推進に努めているところでございます。

行楽シーズンの10月を目標にしながら、リニューアルオープンに向け、三者が一丸となり取り組むことで、初期の目的でございます、若者定住・子育てなど、魅力あるまちづくりを早期に実現したいと考えているところであります。

議員の立場と私の立場は違いますが、町を思う心は一緒であると思っております。議員には仕事を通して、あなたは世間を広く歩いている方でございますから、どうか本事業の今後の動向についても御理解ある御指

導を賜れば大変ありがたいと思います。

よろしくどうぞお願いを申し上げて、答弁といたします。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9 番（高橋重信君） 大綱 1 番の再質問なのですが、きのうの答弁の中には、今山砂土取り場がストップしているところもあるということなのですが、最終的には、あそこの東成田、川内がどのぐらい山がなくなってしまうのか、あるいはそれが売却、どのぐらいされているのか。要は売却の中でも、華僑、中国系の資本なんか入ってきたところであれば、大変今後憂いを増すのかなと考えるわけなのです。あるいは地権者の方は、砂だけ販売していると、そういう土取り場でありますよと、その辺の数字的なものはつかんでいるのであれば、お聞かせ願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

数字につきましては、こちらでは持つてございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9 番（高橋重信君） 数字はつかんでいないということなのですが、ちょっとこれは、あの地形がどのぐらいに、どういう形に変わっていくか、ある程度図面化して、今後まちづくりに、あるいは基幹産業が農業という形で進めていこうとしているわけなのですが、やはりきちっとした把握をしておくべきかなと思うのですが、この辺の考え、町長、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 森林法に基づいた土砂採掘の条件、最終的には完了したということになりますと、植栽をして山に戻すという条件でありますから、その条件が満たされるように指導してまいりたいと思いますし、また完了した段階で別の用途に使うということになれば、また新たな開発要綱に基づいた開発が、開発申請が必要になってまいる、そのような指導をしてまいりたいというふうに思います。

それから、あの地域だけでなく、絶対この地域については自然を壊してはだめだと、現状を次の世代も必要になる地域であるという町の考えがあるとするれば、そういうところを逆に民間から町の所有にしてしまおう、譲っていただいて町有地にして守るとか、いろんなその守り方はあると思いますが、今の段階で地権者の持ち物であれば、我々行政でやっただめだということは法的に今の段階では難しいと、こういうことでございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9 番（高橋重信君） 森林法の中で、私の記憶では、3割は要は緑地地帯にしなきゃいけないというようなものがあつたのかなと思うのですが、要は転売、売買されたその山林、それは町としては何ら手をつけることができないと思うのですが、それがどのぐらいあつて、残ったやつは個人の所有物もある、ほとんど個人の所有物だと思うのですが、それが残ってどういう形で町で企業誘致なり、あるいは定住促進なり、いろんな形に進めていくことができるのかなと。だから、その辺の数字というか、そういうものをある程度把握しておくべきかなと、そのように考えて質問したわけなのです。これはそのうち進めていっていただきたいと思いません。

ちょうど昨今、農業の方は農業収入が大変低迷している中で、山を売買したり、あるいは砂取りだけをさせているのかなと思うのですが、きのうの答弁でもありましたが、もうやっているものはどうすることもできないと。ただ、今後こういうものが東成田、あるいは川内地区だけじゃなく、多岐にわたって、太陽光から何からどンドンどンドン大郷の町に入ってくるわけなのです。この辺を何とか条例等をつくって、ある程度セーブできないのかなと。その辺でこの1番の質問をしたわけなのですが、その辺もちょっと絡めて答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 条例の制定ということでございますが、先ほど町長が答弁したとおりでございます。町の開発指導要綱に基づきまして、うちのほうでは審査し、それに基準に合致した場合に同意をしているということでございまして、それを今後も引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9 番（高橋重信君） 次に、大綱2番の再質問をさせていただきます。

おおさと道の駅、業務提携により今後、駐車場が手狭であり拡張するという話を聞いているわけなのですが、これは当初予算にないのですが、どの辺で、10月から本格的な稼働をするということなのですかけれども、どの辺で考えているのか、もう一度この辺を答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今の駐車場だけでは10月以降のリニューアルオープン以降の事業には駐車場が手狭になって、思うような事業が展開できないのではないかと、そんな心配もございまして、西側の櫻井重太郎さんの持ち物であります。約、あそこに八千五、六百の面積がございまし

て、そこをお借りして、今回特に町で多大の投資をしなければならないということから、できるだけ投資を抑える形で民間の会社に造成して、民間がお借りして造成して、公社に貸していただけないかという相談を申し上げたところであります。

そうした形で、それでは御協力しましょうと、こういうことになっておりますので、できれば半分ぐらい、バイパス側の約8反歩の半分近い面積が豆、大豆を栽培しているということもあって、それを途中でつぶすわけにもいかないので、奥のフラップのほうに近いほうの農地をできれば10月までに駐車場として使えるような状況まで持っていきたいなど今考えてございますので、農業委員会の事務的な要件も整い次第、そういう作業に入らなければならないなど。

できるだけにぎわいを出すためには、屋外でテント張りでいろんな業種を呼び込んで、毎月のようにいろんな催事を催すという、そういう考え方に立って、できるだけ多くの出店を町外からも呼び込むぐらいの勢いでやって、そういう方々から出店料、テナント料というか、出店料というかをいただくような形でにぎわいをつくっていこうという、そういう商法も考えているところでございますので、できるだけ広い駐車場が必要になってくる。そのためにそのような作業をしなければならないということでもあります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 駐車場に関してはわかりました。早急に、その10月まで、一緒にオープンできるような形でお願いします。

次に、これまで大株主である町が、要は公職を退職された方を社長に任命されてここまで来たわけなのですが、どなたがなられても改善が余り図られていないと。反対に累積された負債が大きくなってきているのかなと考えるわけなのですが、要は事業計画、事務的な作業をやっている方に、事業的な、あるいは経営的な発想で物事をやれと言っても、反対に気苦労をかけて、その方に病気にならせてしまうのかなと。やはり公社の社長となるべき方は、そのようないろんな方面から自分で図面を書いて、いろんな計画、青写真を書いて、それを実践できる、あるいはそれだけの情熱を持った方が必要かなと思うのですが、今現状、今の社長で頑張っていたいただきたいなどは思うのですが、ただ、これがきのうの質問の中にもありましたが、しっかりとした取り組みをやって成功させなければ、その井ヶ田さんの株式会社も去ってしまうんじゃないかと。そのようにならないために、今の方でだめであれば、違う方を探すとか、

とにかく税金で使ったものを曖昧な形でやっていくんじゃなく、そのぐ
らいの気構えが必要かなと思うのですが、この辺の考え、町長、お願い
します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今ここで地域振興公社の社長を云々ということを議論す
る前に、あの事業の本質が本当に職員並びに関係している方々が理解を
して日常の仕事についているのかということも、いろいろ議論されてま
いりましたが、今ここで井ヶ田という大変仙台では老舗で名の通ったお
茶屋さん、ここが新しい事業に参入して、自分たちみずから店づくりを
始めた、あの秋保ヴィレッジの事業形態を見ても、やはりさすがあきん
どだなと言われるような内容でやっているようであります。地元の温泉
街の皆さんからも信頼があり、温泉も大分あの事業によって相乗効果
が出ているという。

本町も井ヶ田があのだの駅に参入することによって、新しい人材づく
りにも目を向けているところでございますので、将来の社長を目指す若
い人たちもこれから採用していかなければなりませんし、まず企業は人
なり、人によって企業が成り立つ、そのような哲学を我々も持ちながら、
今後の新しい地域振興公社の大きな役割を果たすためには、まだまだ紆
余曲折、幾多の困難もあろうかと思えますけれども、町としても株主と
いう立場から、そんなところに目を向けながら、企業としての役割を果
たしていきたいと思っているところであります。

ただ批判することは簡単でございますけれども、やっているほうは懸
命に汗をかいているわけでありますから、その辺などもどうぞ議員のほ
うからもいろいろ手を差し伸べてやって、お力添えなり、励ましたりし
ていただきたいなというふうに思います。皆さんの店ですから、町民皆
さんの事業ですから、そういう立場で御指導をいただければ大変ありが
たいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 今、町長の答弁、全くそのとおりののですが、私は去年
の5月ですかね、今の公社の社長に出向きまして、商工会、仙台のほう
の商工会、大分上のほうにいらしたということで、私は大変期待してお
りますと、そういうことでいろんな形でできるものという話もさせて
いただきました。その中で、縁の郷も大きな窓になったものですから、
そこにいろんな町民の方が入るように、こういうものはどうかなという、
そういう形のものまで話はしたのですが、それが何ら、現在に至ってい

るわけなのです。それで、定年になられた方に事業意欲を持たせようと思っても、なかなか難しいのかなと、そのように考えて、そういう若い方が必要かなと考えたわけなのですが、今、きのうも出たばかりなのですが、代表取締役は全般を把握して指導する立場にあるわけなのですが、バス事業、これも大分問題が出て、クレーム、あるいは中の働いている方、いろいろなものがあると。あるいは縁の郷、あれは今後どういう形に展開していくのか、その辺の考えも持っていないのかなと。あるいは物産館の中の従業員の方、働いている方、この人たちも意欲のいろんな、顔が暗いとか、笑顔がないとかという、きのうの一般質問でありましたが、やはり快適な仕事をやってもらうために、それが代表取締役としての責務だと思うのですが、この辺がちょっと見られないからどうなのかなと。

反対に、大きな荒治療をして、前に大郷の道の駅おおさとをやるべきかなと、その辺で考えたわけなのですが、とりあえず町長が長い目で少し見てくれということなので、ただ今後、本人にはどんどん私は言っていきますので、ちょっと今言った質問、バス事業、きのうも出たのですが、あるいは縁の郷、それから公社、物産館の中で働いている人たち、この人たちにやはり聞き取り調査をしていただいて、どうなっているのか、自分の目で確かめていただきたいと思うのですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今大郷町では、魅力あるまちづくりを一貫して進めようとしてございます。その中にあるのは、若者定住・子育て、これが町外の若い皆さんから、大郷町ってすてきだよねと言われるような、そんな町にしていくためには、やはり我々の昔からの土着民が変わらなければならないと。受け入れるためには我々も変わっていかなければならないというふうに思います。そういう人たちが憧れるような、そんな町民になることも大事だというふうに思いますし、また物理的に、あの縁の郷、夕日の見える丘構想という構想で、平成12年にあの縁の郷を農水省の補助金をもらって、体験農園から宿泊施設、あそこ、グリーンツーリズムという言葉が大はやりで、農家レストランなり、民泊、そういうものを地域で民間の皆さんが開放して都会の皆さんを受け入れるという、そういう事業を本町でも試みて、あのような事業を進めましたが、2年、3年ほど、ヨーロッパにも若い人たちを派遣しながら勉強していただいたのですが、なかなかその事業も大きな発展が見られない状況で今日に

あるわけですが、ただ、そういう、この血の流れがあるということ、これからほかの血を入れた地域振興公社、どのように変わっていくかわかりません。今よりはよくなるはずであります。

それを信じて我々も今まちづくりを新しく若者から憧れのあるまちづくりを進めていこうということで、皆さんにも大変御苦勞をいただいているところでありますが、縁は近い将来、やはり民間で類似の事業をおやりになっている方をお願いをして、新しいあのロケーションをテーマにした事業展開できる能力のある民間にお願いしたほうが、私は発展的な事業解消になるのではないかというふうに思います。

今の立場から生まれ変わるためには、やはり民間の資本を入れてお願いしたほうが成功する確率が高いのではないかというふうに思いますので、あの景観を生かしていただく、そのような企業もないわけではない、今度おいでになる東部地区の青木沢のあの地域にも、石巻のお菓子屋さんが店を出すという、そういう発想の方も出てまいりました。こっこの宿泊施設と体験農園、合わせてお願いできればやってもいいよという、そういう会社もないわけではないようですから、これから前向きに取り組んでまいりたいなというふうに思います。

おかげさまで土曜日の日、農園開所式を私、案内があって行ってまいりましたが、50区画中46区画が既に埋まっておりますので、あとの4区画については、1人で欲しいという人もいるのですが、規定上どうのこうのということでお借りできないのですが、町長が来たからお伺いしたいのですがなんていう人もあって、意欲的に野菜をつくりたいという、そういう方もあったものですから、今度のリニューアルオープンにも、皆さんのほうもブースを1つあてがうから、皆さんもつくって食べても残るようなものがあつたら出したらどうですかという、そんな提案をしてきたところでもあります。喜んで販売させていただくというような話もございましたので、どんどんその時代に合わせた方針も変えていかなければなりませんので、なかなか本町で知られていない町の隅々、そういうところももっとアピールしてまいりたいなというふうに思いますので、どうかこの公社の職員もこれからだという、そういう気持ちになっているようですから、鉄は熱いうちに打ったほうが打ちやすいということわざから、いろいろ御指導いただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 町長、私、要は従業員の方、一人一人、一度話し合ってもいいんじゃないかなと考えて質問したわけなのですが、バス事業とか、

あるいはきのうもありましたけれども、待っているんだよ、その人たち、町長来て話し合いするのって。その辺、社長じゃなかなかまとまりないから、だからこの社長でいいのかという話をしていたわけなのですけれども、町長みずから筆頭株主として、同じ町民です。やっても効果はあるんじゃないかなと考えるわけなのですが、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この議会、忙しいところが終わりましたら、足を向けたいと思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 要はお茶の井ヶ田さんですか、業務提携するということで、リニューアルオープン、改革プラン、この中で1億500万円ですか、事業費をかけてやるということなのですが、ここの要はシンボリックな道の駅、これを起爆剤として、あるいは定住促進、若者、いろいろ話、答弁をいただきましたが、そういう形でしっかり確固としたものに仕上げするためには、この金額で満足できるのか、あるいはもう少しあったほうがいいのか、きのうの質問の中で隣の開発センターをやったらどうじゃないかと、その辺の予算を組むのだったら、ここにしっかりとしたものを組んで、いろんな人を町外なり、行くときは大郷だよと、仙北なりなんなり、多くから来られる、そういう施設にするべきかと思うのですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） きんのうの佐藤千加雄議員からの御質問にございました文化財関係の資産管理についてもそうでございます。いろいろな隣の開発センターの、使う用途も時代に合った使い方、考えたらどうだということも再三今まで言われてきてございます。この際、まず今計画している事業をやり遂げて、そして人の流れなども見ながら、どういう要望なり出てくるのかなども今後見届けながら、新たな開発センターの活用を考えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 前段の説明の中で、このリニューアル工事費ですか、これは公社で入札という形でやると思うのですが、この、そういう形でやるんですよね。ちょっと確認しておきたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

補助事業の中で入札ということで事務執行をお願いする予定でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 入札をやる場合、町で指導を行ってやるのでしょうか。それとも公社独自にその入札できる方がいるのかどうか、その辺の答弁を願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

町では、入札の際の立ち会いとして参加させていただくという予定でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） なぜこの質問をしたかと、四、五年前ですかね、ホースパーク解体工事がありまして、1,000万円、消費税を入れて1,050万円、これが公社のほうに町から行きまして、公社でその解体事業を行ったわけなのですが、解体した場所をたまたま議会で中帳場のところでしたが、縁の郷に行くということになりまして、そのとき解体された、その跡を見ることができまして、そうしたら基礎が解体されていないと、上物だけの解体で終わったと。契約に上物だけで載っているのかどうかわかりませんが、本来であれば解体工事は基礎から何から全部撤去して、それでもとに戻して解体工事ということなのです。誰かそこで利用している方が、土よりもコンクリートのほうがいいから、このようにしてくれと言ったのかどうかわかりませんが、本来の目的は全て撤去するということなのですが、こういう、このようなことがあったものから、公社だけじゃなく、町できちっとした管理をしながら入札していただきたいと、このように考えて、一般質問したものでございます。

要は町政報告、町長、たまにやっていただきたいのですが、何かその事業に応じて、議会だけじゃなく、町民も一緒に情報を共有しないと、これはだめなのです。なぜかという、山中・希望の丘、新設道路をつくるとか、あるいは放射光を誘致すると……。〔質問は通告に従って、公社事業の推進体制についての通告でありますから、それに沿って質問願います〕の声あり〕いや、これは大事な……。〔続けてください〕の声あり〕すぐ終わります。

要は、そういう損失を与えると、だから町民と一緒にあって、やはり議会だけじゃそういう高崎団地、わけのわからないような事業もやって

いると、こうならないように、やはり三位一体、執行部も議会も町民も、その中でしっかりとした進め方をするためにも、町政報告会をしていただきたいなど、このように考えております。町長、その辺。

議長（石川良彦君） 通告内容に従っての質問にとどめてください。ほかはないのですか。（「ほかはないです」の声あり）

なければ、これで高橋重信議員の一般質問を終わります。

次に、6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 6番若生 寛でございます。一般質問いたします。

まず、新年度から2カ月過ぎまして、子供たちも進級、あるいはまたクラスがえ等あったわけございまして、ここに来てやっと落ち着いてきたころかなと、そんなふうに思うところでございます。

出生率の低下、あるいはまた等によりまして幼稚園の、大郷町の幼稚園の運営方針も変わると、幼保連携云々と、こううたっているわけでございます。そんな中、そのようなことも踏まえまして、住民サービスのあり方、これも工夫が必要なのかなと、そんなふうに思っているわけでございます。

そこで今回、幼稚園・小学校・中学校のスクールバスの運営についてちょっとお伺いしたいと思っております。

その中で、まず1番目といたしまして、バス停、スクールバスの利用規定によりますと、乗降場所とかと、こう難しい言葉で書いてあったわけですが、あえてバス停と言わせていただきまして、まず1番目に、バス停までの距離、平均距離はどのぐらいあるのか。あるいはまた一番遠い方、長い方でどれぐらいの距離をバス停まで来ているのかと。それが1番目でございます。

次に、バス停を設置するに当たりましての要件、その内容をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

次に、中学校は大松沢だけ、あるいはまだ小学校は2キロ以上の子供たちがスクールバスを利用できると、そのような形になっているわけでございますが、これについては距離なり地区を取り除いて、やはり希望者にはスクールバスを利用していただく、そのような考えはないのか、お伺いしたいと思っております。

大きい2番目でございます。東日本大震災からもう7年以上が過ぎているわけでございます。今回の5月の末から、大郷町におきましても放射線の廃棄物、農林系廃棄物ですか、その焼却試験に入っているわけでございます。当大郷町、宮城県にも東北電力の女川原子力発電所がござ

います。その女川原子力発電所、現在は点検中ということでございますが、点検終了まで2年延びたというような、そのような、この間、電力からの配布物ですか、私たちに届いたわけでございますが、この東北電力女川原子力発電所再稼働に向かっているわけでございますが、その再稼働の考え方を町当局にお伺いしておきたいということでございます。

以上、大きい題で2つ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願ひます。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 若生 寛議員さんの質問に答弁いたします。

まず、1つ目の幼稚園・小学校・中学校のスクールバスのバス停設置についてですが、(1)の自宅からバス停までの平均距離と最長距離につきましては、幼稚園では平均距離は約340メートル、最長距離は約2,800メートル、小学校では平均距離は410メートル、最長距離は約2,800メートル、中学校では平均距離は約340メートル、最長距離は約1,080メートルとなっております。

次に、(2)のバス停設置要件につきましては、住民バスを基準として、児童生徒の利用申し込み状況により、スクールバスの安全運転に配慮しながら、スクールバス専用のバス停も設置しております。

(3)の「距離、地区に限らず、希望者全員を利用可能にしては」につきましては、幼稚園通園バスは保護者の希望により乗車できるように運行しております。小学校通学バスにつきましては、通学距離2キロ以上に居住する児童を対象に運行しております。子供の体力づくりの視点からも現行の運転を継続していきたいと考えております。中学校通学バスにつきましては、大松沢地区に居住する生徒を対象に運行しております。中学校の通学バスの運行に当たりましては、当面、現行の運転を継続してまいります。今後のあり方につきましては、関係者の意見を聴取しながら方向性を出していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） ただいまの1番に関しては、教育長の答弁をいただきましたが、2番目の御質問でございます。

女川原子力発電所の稼働についてであります。このことにつきましては、国のエネルギー対策における中長期的な観点から、国で総合的に判断すべきものと私は考えております。宮城県知事は、国が再稼働する方針を決定した場合には、立地する女川町、石巻市のみならず、県内の各市町村長の意見を聞く機会を設けると言っておりますので、こうい

う意向を示されている限り、私は国からの指示される方針や安全性というものを確認しながら、県の指示を理解をするものであります。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） まず、スクールバスのバス停に関しましてでございます。この（１）の距離でございます。小学校で410メートル、中学校で340メートルということで、そうなると、この最長2,800メートルですか、この子供との整合性というのは、何かこう、とても不思議に感じるわけでございます。私は3月、新学期前ですね、ある父兄の方から相談を受けまして、バス停の件について、今度子供をちょっと、今までその地区には3戸あるのですが、子供さんがいるのは1戸だけなんですね。それで、今までも遠慮していたのかなと思うのですが、今度4人になるので、何とかバス停を考えていただけないかという、こういう話、相談を受けまして、教育課に行きました。今の学校教育課ですね。

いろいろお話を伺いまして、よその地区、ここの地区では大体これぐらい遠いところから来ているんだよ、ここでもこれくらい来ているんだよという話を受けまして、ちょっと検討してみますという話でしたので、その後お伺いしましたら、道路の話をされまして、ここはちょっと狭いもので、以前、川内ですか、バスが横転した事件もありましたので、そのことを引き合いに出されまして、ちょっと厳しいですねという話をされました。そのときは、ああ、そうですかということで帰ってきたわけなのですが、一応この場所でお話を伺っておいたほうがいいのかと思いますので今回出したわけでございます。

それで、やはりその距離については、玄関を出て100メートル、200メートルぐらいでバス停の方もおれば、このとおり何千メートルという方もおる。それで、もし道路の障害でそのバスが行けないというなら、町道でございますので、町として道路を改修するなりしてバスが運行できるような体制をとるのが住民サービスではないかなと思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えします。

若生議員さんの御質問の事案については、上村分館から奥のお子様に通っている事案に対する御質問だと思いますけれども、今の小学校のバスにつきましては7路線で運行していきまして、学校が8時10分の予鈴がございまして、7時50分まで学校に着くようにバスを運行しております。

す。

それで、その上村の分については路線Aということで運行させていただいているのですが、7時20分のバスで学校に7時50分まで着くということで、30分間のバスの運行をしているのですが、ほかの分についても13分から30分までのバスの運行をしまして、今回の事案については道路の部分もあるのですが、子供たちのそのバスへの乗車時間、平均、限度として40分ぐらいじゃないかという部分がございますので、御希望としては、その2.8キロ先の御自宅の近くまでという要望もございますが、そうしますと、この間現地のほうも見させていただきませけれども、バスの運行が奥まで行くと、まず転回する場所もないという部分で、道路の整備という、先ほどのお話もあるのですけれども、どうしても10分、20分ぐらいかかるといいますと、バスのスタートが7時からの運行になってしまうと。そうしますと、50分ぐらいお子様が乗る事案もありますので、授業に支障を来す部分もございますので、今のバスの時間について御理解いただければなと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長からも何か。町長。

町長（田中 学君） せっかくでございますので、私も再三申し上げているところでございます。この問題につきましては、本当に大変御苦勞なさっている地域の皆さんには本当に申しわけなく思っております。全町どこということに限らず、今住んでいるところから住民バス停、通学バス停までの距離が遠くて大変苦勞している、これを何とか解消する策を講じていただきたいという、そのような声もたくさんございまして、私も心を痛めながら何か策がないかということで考えていたところでございます。たまたま政策審議会が14日開催されますので、ここで思い切って私の考えを皆さんに示して、地域に戻って持ち帰っていただいて、広く意見をしてほしいという内容が、こう考えました。

地域の交通弱者と言われる方々と、子供たちも交通弱者でございますので、この方々をいかにして救済するかということになりますと、今の住民バスでない交通手段を考えるか、今の住民バスが入られるような町道整備をしていくか、どちらかだと。ところが、町道を整備するには大変な経費が伴います。これは短時間でできるものではないと。短時間で解決できるのは、交通手段を考えるべきだと。そのまさに要求されている、このデマンドに対しての対策は、新たな町内を走る、いわば町道でも細い道に対応できるような乗り合い、デマンド的な乗り物を考えよ

うと、腹を決めたところであります。

大郷町でも、来年合併して65年になります。町制施行60周年であります。これを機に私は来年の4月1日に、そのデマンティックな乗り合いを利用できて、あの新田の奥の皆さんもそのバスを利用して住民バス停留所まで出てこられるような、そういう乗り合い的なデマンドを走らすよう、東部地区も同じであります。不来内の奥のほう、羽生は余り狭いところはないようではありますが、羽生バイパスまで出て来いと。羽生もそういうところありますか。（「会話しないでください」の声あり）

いずれにしても、大郷町を4つに区切って、大谷東部、西部、粕川、大松沢と、この4台のこういうデマンティックなものを設置することによって、この問題は大きく解消できるものになるのではと思います。違いますか。私はそれをこれから提唱してまいりたいなというふうに思っているのですが、議員の……私はそう思っているところでもあります。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩いたします。

午 前 11時04分 休 憩

午 前 11時14分 開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

若生 寛議員。

6番（若生 寛君）　課長からは理解してくれと、また町長からはデマンド方式と、確かにそのとおりで、すばらしい考えなのかなと思うわけでございます。デマンド方式、これからそうなった場合、これから中身について検討かと思っておりますが、どんな形にせよ、子供なり親なりの負担の軽減になれば、それはそれでよしとしなくてはいけないのかなと、こう思っているわけでございます。

距離的にやはり不公平感というのはなかなか拭えないのかなと、そんな感じにいるわけでございますので、バス停の設置、それについてはやはりバス停を見ますと、隣と隣で五、六百メートルのところもあれば、何キロ、1キロ、2キロぐらいのところもある。2キロぐらいの中で3つも4つもあつたりするところもあるような気がするわけなんですね。それを考えれば、やはりデマンド方式、町長の提案、大変すばらしいと思っておりますが、私的に言わせれば、何とかスクールバス、もし道路が狭くて通れないのでしたら、乗り物を小さく変えて対応するとか、そういう対応も可能ではないのかなと。へ理屈だと言われればへ理屈かと思っておりますが、そういう考えは持てないでしょうか。乗り物を小さくして運行すると、そういう考えはどうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

現在、小学校のバスにつきましては、7路線で7台ですね、中型バスということで、幅が2.5メートルの長さが、結構大きな部分があるのですが、中学校につきましては小型バスということで運行しております。

それで、先ほどのバスをちっちゃくできないかという部分は、費用対効果で、議員さんがおっしゃる、なるべくバス停から離れた、遠いところについては身近なところまでという御希望については、大変保護者の部分も大変苦勞されているという部分では御理解はできるのですが、費用対効果もございますし、それで先ほどのバス停の設置につきましては、町民バスのバス停については、公安とか警察の協議をして、安全な場所に設置しているという部分を前提でやっておりますし、あとスクールバス専用のバス停につきましては、毎年、生徒・児童のその状況によって、バス停を協議の上、設置いただいております。

バスの小規模化については、どのような方法がいいかはいろいろあると思うのですが、今の部分で最大のお子さんを限られた時間で送ったり迎えたりしなきゃいけない部分もございますので、予算等も含めた形でやっていきたいと思っておりますし、今の状況では、今の形態の中で運行させていただければありがたいと思っておりますのでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ただいまの考え、確かに町から見ればそういう感じなのかなと。しかしながら、もう少し子供たち、あるいはまた親たちの方面からももう少し見てほしいなど、そういう見方も一応提案いたしたいなと思っておりますので、その辺も検討いただければなと思っております。

まず、やはり朝は登校は1回で大丈夫だと思うんですね、バス停まで。ところが、下校、帰りとなりますと、やはり学年ごとによって時間が違って来る。その対応が一番大変なわけなんですね。その時間差についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

帰りのバス、該当生徒が乗るバスというのは3時と4時がございまして。下級生の生徒が早く終わるわけですので、早く帰るのですが、その迎えが二度になるということですので、今小学校の向かいに児童館がございまして。この児童館、多様な活用ができることになっております。

そこで、可能であればというか、こちらで推薦というか、お勧めする

のは、1年生の子供、何人か児童館に行っているということですので、児童館に行って1時間過ごしてもらえば、お兄ちゃんたちと一緒に帰れるということになりますので、その辺も検討していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） その辺の児童館なりなんりの所在なり、あるいはまた中身について、もう少し親の、各家庭にお知らせいただいて、こういう利用の仕方もありますよというような発信をしていただければ、なおいいのかなと思いますので、その辺のところもよろしくお願いしたいと思います。

また、やはり送迎、送り迎えしている家族の中でも、やはり仕事についていてなかなか大変だとか、あるいはまたこのごろ防災無線でも放送されておりますとおり、熊なり、あるいはまた大松沢ですと、大松沢に限らずなのですが、イノシシなり、こういろいろ来ますし、あの路線ですと、結構木も生えておりまして、交通安全なりに関して、大変考えなくてはならないこともありますので、ぜひその辺も考えていただきまして、あるいはまた町長からお話がありましたデマンド方式ですか、これは話によりますと、来年からということですが、ならば、私としては、検討いただいて、夏休み明けまでもう一度検討していただいて、その辺の検討結果をお聞きしたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。再検討していただきたいと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 今回の再検討につきましては、今回の事案のお子さんたちのバスの運行に当たってということによろしいですか。先ほど教育長が答弁したとおり、児童館の有効活用も図ってもらう形も含めまして、あと保護者への周知については、児童館を管轄している町民課さんとの連携も図りながら、広くそういうバスの利用で御苦勞をかけている、何回も自宅との往復をされている方もいると思いますので、そういう利用の仕方もあるということを周知させていただきたいと思ひますし、そこへの手続を今後進めさせていただきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ぜひ負担が軽くなるようにお願いしたいと思ひます。

また、小学校で2キロ以内、中学校ですと大松沢地区外の子供さんたちの利用についても、この答弁書によりますと、当面現行の運行を継続

しながらと、こうあるわけですが、距離的に大松沢と同等の距離以上の子供さんたちもいるはずでございますので、やはりそういうところも考えなくてはならないのではないのかなと。統合してもう6年、7年ぐらいになりますかね、中学校。やはりある程度、改定時期が、あるいはまたその逆にスクールバスを廃止の方向にするとか、やはり検討する期間ではないのかなと思うのですが、その辺どのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

小学校については、先ほど教育長が申し述べた中にもありますけれども、小学校については2キロ以上ということで設定させていただいています。それで、前に議会の皆さんのほうからも、子供たちのバスに乗ることによる体力の低下とか、ほかの部分の課題も御提案いただいている部分もございますので、そういう体力づくりの面も含めながら、小学校については現状のままと考えておりますし、中学校については広い観点から、現行の部分も、とりあえず大松沢地区という部分も現行で進めさせていただきながら、今後についてはいろいろな人たちの意見を聞きながらバスのあり方、先ほど町長さんも答弁しましたが、デマンド等の部分も含めながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） やはりスクールバス、現在大郷町はスクールバス、あるいはまた住民バスと、いろんなバスが走っているわけでございますので、その例えばスクールバスでしたら、スクール、子供たちに限らずとか、あるいはまた住民バスでしたら、それに住民、子供たちも住民ですから乗る権利はあるわけなのですけれども、そういうのも全部ひっくるめていい方向を探っていくというのも、1つの方法かなと思うのですが、バス全体に関しての考えをお伺いしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

公共交通につきましては、今議員がおっしゃるとおりでございますので、先月の町民会議で公共交通体系の見直しというテーマで町民の皆様方から御意見をいただいたところでございます。

今後、先ほど町長が政策審議会での議論をするというようなこともご

ございますし、いろんな各方面からの御意見をいただきながら、この公共交通体系のあり方について見直しをかけていく予定でございます。費用等もかかわりございますので、その費用対効果等も検証しながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ぜひいい方向にお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の女川原発についてお伺いしたいと思います。

答弁書は確かにこれは国の関係、あるいはまた県の知事の各市町村長の意見を聞く機会を設けるということで、全くそのとおりかと思えます。

その中で、福島原発、福島県に飯舘村ってあるわけでございますが、大体あそこで原発から40キロ、大体40キロかなと思われるわけでございます。当大郷町も女川の原発から距離にして大体同じぐらいの距離かなと。方角的にも大体似ているのかなと思ひまして、飯舘村に関してちょっと調べてみましたところ、いまだに帰還困難区域もあるということでございますし、29年の3月に避難指示区域なり、あるいはまた居住困難区域が解除されたというようなことでございまして、約7年かかって帰ってこられると。そんなこともございますし、まだ福島県内においては16万人ぐらいが避難生活を送っているということでございます。

今回の地震については想定外という言葉が使われたわけでございますが、これからも例えば女川原発が再稼働して想定外の地震が起きて、あのような被害が出て放射能が飛散したと。たまたま風に乗って大郷町まで来る可能性があると思うんですね。そういう中において今、それがきょう起こるかもしれない、あした起こるかもしれない、しばらく来ないかもしれない。大変苦慮されることかと思うのですが、やはりそれに対して私たちは結構不安が残ると思うんですね。私も牛を飼っております、わらを集めまして、そのわらを牛に何もわからずに食べさせて出荷停止というような期間がございまして、大変苦勞した経験もございます。

また、今回、先ほども述べましたが、農林業系の廃棄物の焼却については、いろいろ反対する方もおりまして、なかなか進んでいないというのが実情でございます。そういうことを踏まえた場合、やはり町長として意見を聞く機会があるということなのですが、それに対してやはり大きい声で、いや、それは再稼働はだめですよと、こう言ってほしいなと思うのですが、その辺に關していかがお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 福島原発の事故が我が県で経験したわけでございます。

ですから、今稼働停止して再稼働に向けて準備をして、あのような事故の起きない、議員がおっしゃったような、想定外というものにも耐え得るだけのもので、パーセントにすればコンマ何パーセントまで安全だということまで言われている今の安全対策を、日本の電力会社は進めているわけですが、万が一0.何%をやると、想定外ということになったらどうするんだという考え方、これはこのまま考えの相違で、どこまで私が安全だと言い切るのと、こう言われますと、私の考えと若生議員の考えが全く食い違うと思うのですが、私は、つくったものですから、どんな自然災害にでも耐えられるというものが世の中に幾らあるのかわかりませんが、いずれにしても今、本来ならば今年度あたりで再稼働を計画していた東北電力の女川原発がまた2年延ばして、さらに安全を加えると、こういうことありますので、安全に安全に安全を積み上げて絶対という言葉はないんだというお話であります、私は絶対大丈夫だと、こう信じて賛成という立場になろうかというふうに思います。

いずれにしても、人間がつくったものですから、自然にどこまで耐えるかというのは、科学的な根拠をもって調査会で今やっているわけありますので、そういう先生方をお願いして、先生方の意見を尊重する、信じて、そういうことのないように、もしなつたときにどういう対策をするかという方向に私は考えを切りかえて、万が一そうなった場合にはどうするかという対策を町民とともに考えてまいりたいと、こう思います。だめだということは私の考えにはないということをはっきり申し上げたほうが適切だというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） この議論、町長とやったら時間が何ぼあっても足りないのかなと思うのですが、町長の考え、わかりました。しかしながら、私としては、先ほど言いましたとおり、なつてからではだめだから、それはないほうがいいのではないかというのが、私の考えでございますので、そこは御理解いただきまして、最初の答弁にありまして、国の関係でありますし、知事もあのように言っているということで、私は納得して質問を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 一般質問、一番最後の場に立たせていただいております、熱海でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、大綱1番目の幼保連携型認定こども園について、平成32年4月

から幼稚園・保育園が幼保連携型認定こども園に移行することに進めているようですが、課題と思われることについて伺いをしたいと思います。

1つ目、こども園を委託する運営法人はどこに決定したのか。また、委託によって町の財政負担はどのようになるのか。

2番、これまで幼稚園保育料の保護者負担は5,500円であったが、こども園になった場合どうするのか。

3番、こども園の名前は「すくすくゆめの郷」になっていますが、このままの現状で行くのか。

4番、幼保連携型認定こども園になれば、幼稚園教諭と保育士資格が必要となるのですが、この確保ができるのか。また、これまでの職員の処遇はどうするのか。

5番、こども園になることで、施設の増築を考えると聞いていましたが、将来園児が減少することを見込まれている現状では、その増築しないで何とかやれないのか。

それから、こども園のバス運行は今委託によって3台ほど走っていますが、このバス運行についてはどのように考えているのか。

それから、この幼保連携型のこども園に関して支援者制度があるようなのですが、大学生の協力を要請してもやれるような話を聞いていますが、町としてはどのような考えがあるのか。

それから、大綱2番、議会報告会で町民の方々から寄せられた質問についてですが、1番、山中・希望の丘線の中止または凍結または延期なのか、きのうもそういう質問があって、町長は凍結となりましたが、この町長の所見をまた伺いたいと思います。その土地、希望の丘線に面する土地ですね、希望の丘の奥のほうの土地、所有している町のその土地をどのように考えているのか。きのうも答弁ありましたが、再度お願いしたいと思います。

それから、川内のカーボン入り口の土地ですね、これは所有者から同意書をもらっていたのですが、その後、凍結という町長のお話があった中で、その後の所有者たちに説明がなされていないということで、その土地の利用がどのようにしたらいいか困っているという意見もありましたので、この辺はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

それから、子育て支援で町長が出した、幼稚園・小学校・中学校の給食費の無料化、それから運動着の支給などというのが、十分に町民に伝わっていないようなのですが、この情報をどのように発信しているのか。

ということで、お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 熱海文義議員さんの質問に答弁いたします。

1つ目の幼保連携型認定こども園についてですが、(1)の運営法人の決定については、さきの議員全員協議会で示した認定こども園移行方針に基づき、9月中旬までに運営法人を選定していきたいと考えております。

また、民営化による町の財政負担については、全員協議会で示した経費の試算によりますと、子供のための教育・保育給付費補助金を受けることにより、約5,000万円程度の負担が軽減される見通しとなっております。

(2)のこども園移行に伴う保育料の設定につきましては、子ども・子育て支援法の規定による政令で定める額を限度として、保護者の属する世帯の所得状況、その他の事情を勘案し、設定いたします。

(3)のこども園の名称につきましては、認定こども園運営法人が選定された後、協議してまいります。

(4)の認定こども園の幼稚園教諭と保育士資格の確保につきましては、認定こども園運営法人募集要綱の中に明記し、その条件等を満たす運営法人を選定してまいります。

幼稚園に勤務する町職員につきましては、こども園に移行後は教育委員会部局や町長部局に配置転換することになります。半数以上の職員は町長部局などで一般事務を経験しており、それぞれ適材適所な部署に配置がえを行い、現場で培った専門職ならではの知識を行政に生かしていけるよう、町長とも協議していきたいと考えております。

(5)の認定こども園移行に当たっては、保育室の増設は行わず、現在の施設を活用した形で運営してまいります。

(6)のこども園のバス運行につきましては、運営法人が選定された後、協議してまいります。

(7)の大学生などの支援協力につきましては、音感教育、幼児体育、英語学習などの幼児教育の指導を実施するための協力体制と思われませんが、運営法人と協議の上、必要に応じて支援してまいります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 次に、議会報告会での町民の質問、要望についてというテーマでございますが、(1)の町道山中・希望の丘線についての御質

問でございますが、既に測量設計は終わっているものの、今の段階では、その道路の必要性はないものと判断しているところでもあります。そういうことで、この事業に関しましては、考えてはいないと申し上げたところでございますが、本年の3月定例会の施政方針でも述べさせていただいているところでもあります。

また、本線につきましては、凍結としておりますが、これがいずれ再開するのではないかというような御質問、昨日も関連するような内容がございましたが、全く町の主導では考えない、考えていないということでもあります。

また、町所有の土地の有効活用については、希望の郷団地建設予定地についての質問かと思いますが、当初はまち・ひと・しごと創生総合戦略における移住・定住促進等で、新しい人の流れをつくるという持続的な発展するまちづくりを基本とした子育て世代中心の賃貸集合住宅の整備計画でございましたが、社会の情勢がどのように変化してまいりますか、その時勢を見ながら、他の土地が生かせるような新しい考え方や、新たな方向性を見出せるまで、この状態にしておく必要があると考えております。

(2) の新川内工業団地計画については、企業進出用地を事前に確保することで、企業誘致促進・雇用の確保による町の活性化を目的とし、川内字池上と南清水前地内に約2万1,000平米の用地を確保する計画でございましたが、地権者の皆様に対しては、平成28年5月11日の第1回説明会及び平成28年5月20日の第2回説明会で、事業概要や税関係について説明させていただきました。平成28年5月25日の第3回説明会において、土地売却同意書を提出いただきました。その後、造成や進入路の関係から、事業費増が多額に見込まれることから、町の財政状況などを考慮し、町主導での先行投資による用地整備を断念いたしました。このことにつきましては、平成30年2月20日の第4回説明会で地権者の皆様に説明をさせていただき、このような内容でありますということで御理解をいただいたものと思っております。

地権者の皆様には御迷惑をおかけいたしました。今後はこの用地が持つ利便性や優位性を生かし、民間活力導入による企業誘致を模索してまいりたいと考えております。この地域用地が全く考えていないということではございませんので、民間の活力を導入して企業誘致を考えてまいりたいと、こういうことでもあります。

(3) の学校給食費の完全無料化や入学時の小中学校新1年生への運

動着など支給については、子供を通して保護者に文書で通知いたしたところでございます。広報おおさと5月号に掲載し、町民へも周知を図ったところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） では、再質問させていただきたいと思います。

実はこの一般質問については、全員協議会が始まる前につくりまして、その後に全員協議会がありましたので、ある程度のことは答弁もらっているような形でしたが、町民の皆さんにも理解していただくためにも、今回質問をさせていただきました。

その中でまず、当初この計画というのは3歳児の幼稚園をスタートするところから、公私連携型の認定こども園という話があったと思うのですが、それから幼保連携になったと。こういう流れがあると思うのですが、この流れはどのようにしてこのような流れになったのか、経緯を説明していただきたいと思うのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

当初、31年4月の幼稚園の3歳児保育につきましては、今まで、今4・5歳児の保育をしているのですが、ニーズがあってということで、31年の4月の当初の分を計画しておりましたが、その後、出生率の低下とか、いろんな情勢がございまして、それを踏まえて、どのような形がそのうちの3歳保育も含めた形でいいのかということで、町のほうで議論させていただきまして、その後、子ども・子育て会議等でも意見を聞きながら話し合った中で、認定こども園という方向にさせていただきました。

なお、当初は認定こども園の中でも公私連携型、公私連携幼保連携型認定こども園ということで、公私連携という部分がついていたのですが、これについては認定こども園法34条に基づく公私連携を、その運営者と、町が法人と協定書を締結することによって、今の保育・教育の質を落とさない形でやりましょうということで、当初公私連携ということで、認定こども園の部分を考えてところでございますが、その協定を結ぶ手法のほかに、今後決まる運営法人との覚書等でも、その保育・教育の質を落とさない手法もあるということもわかりましたので、今回公私連携の部分をとらせていただいて、幼保連携型の認定こども園の方向で、32年の4月の開設に向けて、今進めているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今のだと、その町と、それからこども園の関係が公から幼保に、公私のほうから幼保になっても、町としてのつながりは持っていると同じだということの理解でいいですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 覚書等で、幼稚園・保育園の教育の質を落とさないようなものを担保しながら、今後運営法人を選定していきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 私もこの認定こども園というのがどういうものなのか、よく理解はしていなかったのですが、教育民生常任委員会等々の視察研修によって、いろいろ勉強はしてきたつもりなので、その件に関してちょっとお聞きをしたいのですが、私、一番最初に委託というようなことで質問させてもらったのですが、今回このこども園になった場合に、委託という形じゃなくて、もう民間に運営を任せるといったような形でのよろしいのですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） はい、そのようなことでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） となると、今委託費、保育園のほうに1億2,000万円ほど支払いがあるようです。それから、幼稚園の運営でも1億円近くの運営費がかかっているということで、先ほど教育長が5,000万円ほど安くなるというような話なのですが、いや、もっと安くなるんじゃないのかなというような気がするのですが、というのは、こども園になったら、国が2分の1運営費負担、それから県が4分の1負担、その中で町のほうが4分の1だったか、12分の1だったか忘れたのですが、ぐらいの負担で、そのほかは保護者ということになっているようなのですが、そうしたら、もっと安い値段でやれるのかなというような気がしているのですが、その辺はどうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） お答えいたします。

交付税というものがございまして、交付税の中に、公立の幼稚園・保育園があった場合に、ある程度の金額が交付されることになっております。それで、民営の認定こども園になりますと、補助金という形で交付税のほうは来ませんので、その分の差額もございまして、それから、町単

独で一応通園バス等の経費も考慮していますので、その辺を考慮すると、約5,000万円程度の負担が軽減されるということになります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今言ったのは、国からの交付税なりというのがないということですか。

議長（石川良彦君） では、再度。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 民営になりますと、交付税のほうの算入はなくなります。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） いや、今、そのように言われましたが、私らの研修に行ったときに、そこの理事長のほうから、運営費としては国が2分の1、県が4分の1という説明を受けてきたのです。それが今受けているからそう言うのであって、民営になったら受けられないというのは、ちょっとおかしいような話なのですが、これは確認していますか。

議長（石川良彦君） 熱海議員、園のほうに直接行く補助金ですから、町に入ってくる補助金でないと思うのです。先ほど課長が答弁した内容になると思うのですが、理解できましたか。（「はい」の声あり）では、次の質問をお願いします。

4番（熱海文義君） それから、今度はこども園の認定に、認定保育園にするのに、学校法人、それから社会福祉法人に決めるというような話になっています。ここで6月中旬か下旬から公募を始めるということなのですが、この公募の選定、選定というか、公募したときに、今の状況を考えたときに、じゃあほかのこども園をやっているような法人が果たして来るのかどうか、ちょっと心配なところはあるのですけれども、もし来ない場合、多分今の法人で、法人の方は手を挙げて公募するのだろうと思うのですが、このまま1社になったら、そのまま1社で進めるつもりなのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

公募につきましては、一般公募で熱海議員がおっしゃられたとおり、6月下旬に募集要項等を公表しまして、9月半ばには法人を決定したいと思っておりますが、募集に当たっては1社申し込みというか、申し込んだ部分について、あとうちらで選考させてもらって、その法人が適切、今後の運営、移行方針等に沿った形で適切な法人であれば、そこを指名するということもあり得るのかなと思っております。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 午前中の続きでございますが、認定こども園の運営法人に関して1社ということで今のところはということだったのですが、この1社、もし今の現状の法人であるならば、これを認定するときに、よく会社の状況を確認していただきたいなど。というのは、1つは、昔に不祥事があったというのも聞いていますし、それから財政面で何か厳しいような会社になっているような気がします。その財政状況は公の場でホームページなりに載っているのですが、そういう状況を見たときに、これから先、かなり不安な材料になっていくんじゃないのかなど。

こども園になった場合、今まで保育所だけをやっていた会社が、こども園となりますと幼稚園の部門まで入ってくるわけなので、その辺のノウハウやキャリアが少ないんじゃないかなと思うのですが、その辺もよく見ていただいて、法人か、法人の方をお願いをしたいと思うのですが、その辺まで確認なんかはなされているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

業者の選定につきましては、今後募集要項等を定めて実際募集をしていくわけなので、今の時点で特定の業者が決まっているわけではございません。熱海議員も御心配しているとおり、今後の認定こども園については、幼稚園と保育園を兼ね備えた施設でありますので、32年の4月の開設の1年前、31年4月から共同保育ということで、その運営法人が決まりましたら、1年前に共同保育という形で、今の保育園・幼稚園の事業なり、先生方の子供への接し方、今後の32年4月からの運営に支障ないような引き継ぎを子供目線も含めながら実施していきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 確かに子供に支障あつては困るので、それはそうなのですが、その今言った、1社しかないというような状況で、将来的に不安があるような会社では、安心して子供を預けられないということがあるので、スタートしてしまった時点でだめだということでは大変困るとい

うように思うのです。やはりこども園を運営するためには、かなりの財
政力なりを持っていないと、運営が難しいということも聞いていますの
で、その辺のことをよく見ていただいて決定をしていただきたいと思
います。

これは私から考えることなのですが、今回の要綱については、学校法
人と、それから社会福祉法人ということに限定されていますので、もし
そういう1社しか来なくて、要件に合っていないとなれば、町の社会福
祉協議会という社会福祉法人があるので、今の職員を採用をして、とり
あえず町のほうで運営をしていただいて、それ以降に徐々にその選定を
していくような形で、例えば5年だったら5年のスパンを使って優秀、
優秀というか、安心できるような法人を探して行って、きちっとしたこ
ども園にしたほうがいいんじゃないかと思うのですが、その辺はどうで
しょう。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 前回、全員協議会でお示ししました運営法人の
選定に関する応募資格の中で、学校法人もしくは社会福祉法人であって、
応募時点で認定こども園もしくは幼稚園・保育園のいずれかの運営をし
ているものという縛りがございますので、応募状況を見て、選定基準に
満たした法人を今後選定していきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） その運営法人がそのとおりでございますが、そこできち
っとした法人を、これは間違いだったというようにならないようお願い
をしたいと思います。

それから、名前のほうは運営法人と協議していくということなのですが、
これでいいのですが、それから先生の資格のことなのですが、今保育所、
もし今の状態で行くならば、保育所の保育士さんは教員の免許がないと
いうこともあると思うのですが、これをどうしていくのか。多分両方持
っていないと、なかなか運営には厳しいんじゃないかと思うので、その
辺の資格なんかはどのようになっていますか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

認定こども園の年齢構成につきましては、ゼロ歳から5歳児という部
分でございますが、3歳児から5歳児を担当する先生については、幼稚
園教諭と保育士の免許を兼ね備えた先生でないことになっておりま
す。それで、一例ですと、今の現在の保育園の先生について

は、両方持っている先生方が大半であるという情報も得ておりますし、幼稚園の先生、町の幼稚園の先生については、将来的には行政のほうに引き上げるといふ部分もございますが、その先生についても、保育園の免許を持っている先生も多いということを知っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 全員ではないということですよ。これから、例えば人数が足りなくなるわけですよ、実際。職員がいなくなるわけですから。そこに補充しなきゃいけないときに、それもその民間の法人の方と協議するのだろうとは思いますが、今どうしてもそういう人材が不足している中で、どのように人を集めていくのか。協議することになると思いますが、町としての考えはどのようなのですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 熱海議員がおっしゃられるとおり、先生方の確保、それは重要なポイントというか、先生方が、県の要綱でも常勤としてそういう先生方がないと運営ができないという部分になっていきますので、先生方の確保については必置の要件でございますので、そこら辺については先ほど申し上げましたとおり、選定基準で先生何人以上いなきゃいけないという部分を示しますから、それをクリアしないと運営法人には選ばれないという部分でございますから、それをクリアした運営法人を選定していきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） その運営法人を決めるのに、きちっとしたそういう人材も含めて優秀なところということなのですからけれども、今本当に人材、どこの、世の中全体ですね、人材不足ということになっているのですが、実際じゃあ人を集めてくるときに、やはり給与の面とかがあると思うんですね。例えば給料が15万円だった、働いていました。それで、引き抜きしたいとなれば、それ以上の給料をあげなきゃいけないのが当たり前であって、そこでなおさらその体力のある会社でないともたないということがあるので、その辺も考えて進んでいってほしいと思うのですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

業者のその財務状況等についても確認する必要があるのかなという部分も含めまして、書類の審査の部分の中に、そういう部分も必要であれば取り入れながら、健全な経営ができるような法人の選定を図っていき

たいと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） まず、先ほども言ったように、公私から幼保になったということで、教育のレベルを下げないということで学校教育課長は答弁したと思うのですが、間違いなくその先生たちが数十人変わって、教育の質を落とさない、逆に言えば、なおさら向上するようなこども園になってほしいと思うのですが、その辺も考えて、質を落とさない、向上していくという精神で、町からの要請なりをしていくつもりですか。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

一番懸念されるのが、その保育力・教育力の低下でございます。したがって、1つは、先ほど課長が申し上げましたように、共同保育をして今までの幼稚園教育の考え方なり、それから形態なりを引き継いでいただくということが1つと。それから、教育委員会がどうしても介入というか、口の出せる状態をつくっておかないと、今までの一貫教育にしても、その他の関係についても、なかなか手が出せないということになっては困りますので、その辺を協定書に十分盛り込んで、指導主事訪問にかわるような訪問も受け入れてもらおうと。それから、教育委員会の指導も訪問も受け入れてもらおうと。小学校との連携も図るというようなことを十分にできるような体制をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） ぜひお願いしたいと思います。

最初のこども園移行方針というので、最初の文面で、増築・改築しなきゃいけないということであったので、この質問をしたのですが、全協では、しないで何とか教室をフルに使って移行していくということでありましたが、遊戯場ですか、アリーナみたいな、体育館みたいな、あそこの面積って、こども園になったときに、面積は確保できていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

保育室につきましては、現在も幼稚園と保育園が使わせてもらっているわけですが、面積的には今の施設でクリアしていると思っておりますし、現在幼稚園と保育園が日にちを決めて、何曜日と何曜日は幼稚園とかやっているわけなのですが、そこら辺については認定こども園に

なれば、一体的な運営法人がやるわけなので、今の施設をより有効に使って子供たちの授業ができるのではないかと考えております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今私が言ったのは、体育館が面積、足りているのですかと。面積が足りていなければ増築しなきゃないわけだよね、改築しなきゃないわけだよね。今のところないと言っているけれども、いざスタートしたらだめだったよと。そこで、またお金がかかりますよ。なったら困るので聞いているのです。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 面積的にはクリアしていると思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） そうですか。じゃあそれを信用しまして、そのアリーナに関しては増築・改築ないようにお願いします。

それから、無償で貸し付けをする施設と土地ということなのですが、この間、示された中に、この図面ありますけれども、ここの部分と、ここも多分法面ありますよね。ここも一緒の土地になっているのですけれども、ここの部分はなぜこう入っていないのか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

前回示した図面については、今後認定こども園で使う部分の、実際使っている部分の最小というか、の部分で示させてもらいました。今の園庭の敷地、あとは今防災調整池になっていますが、そこも駐車場敷として使っているということで、進入路の部分も含めて計上させてもらっていますが、法等については、施設が今のすくすくゆめの郷、結構広い敷地でございますので、法面については町のほうで管理することで、今後受ける法人の一定の負担を軽減したいという思いもございまして、法の部分は除かせていただいたわけでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 例えばその法面に雑草が生えたときの管理とか、そういうのは町で全部やりましょうということですね。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） そういうことも含めて進めていきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） あと、幼稚園バスのことに関してですが、今3台委託し

ている状況ですよね。万葉こども園のほうでは、村のスクールバスを小学校の通学が終わった後に、通園のための幼稚園バスを回しているというように、1台で2回のルートを回っているということだったのですが、大郷町ではこういうことはできないですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

通園バスの導入の経緯については、子供たちのバスのシートのその座面の高さとか、あと降りるときのステップとかも踏まえながら、現状の通園バスの形状になったと聞いております。それで、この間、大衡村に視察に行ったときについては、そのような熱海議員が言ったとおりのお話を三矢会さんのほうからいただいたわけなのですが、実際問題としてそこら辺が可能なのかどうか、うちらもそういう情報を得ましたので、実際その子供たちの目線で考えた場合にどうなのか、そこら辺はちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） バスの委託料って安いわけじゃないので、ぜひその辺は検討をお願いしたいと思います。

それから、大学生のその支援者制度で、素晴らしいその制度を使って子供たちに素晴らしい教育をやっているみたいなんですね。それも多分学校教育課長も見てきたと思うのですが、今のところああいうような英語・音楽等の保育所での教育みたいなのって、やっているのですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

現在の保育園、幼稚園におきましても、英語教育を独自の形、おのおの独自の形で実施をしております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 実際見てきたときに、大郷町と、それから大衡村のレベルというのは同等と見ていますか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 大衡村さんは、認定こども園になってから日数もたっているという部分で、英語教育の部分については、うちらと比べる部分のあれはないのですが、大衡さんも結構充実した形でやっているなということで拝見をさせていただきました。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） ということで、大郷町も見習えというところまではいか

ないけれども、ある程度は見習って、教育の質の向上を考えてもらいたいなというように思います。

そして、その民間にもし決まったときに、早急にでもいいですから、議会のほうに報告、こういうところに決まりましたとか、こういう条件ですよというのを、ぜひお示しをいただきたいというように思います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 先般の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、今後の運営については、覚書等の部分も含めまして、決まった事案については全協委員会とも情報を共有しながら、今後、認定こども園の、よりよい方向に進めさせていただきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） このこども園に関して最後なのですけれども、運営するに当たって、こども園に対するその莫大な何かルールみたいなのがあって、その中にこども園の運営のハンドブックというのがあって、法定価格の単価表みたいなものがあるんですね。こんな分厚いので、もう私、ちょっと見たのだけれども、私は老眼になって眼鏡かけても見えないぐらい小さい文字ですごく厚いものが、これは全部把握しないとだめみたいなんですよね。それで、これを覚えるというか、担当するに当たって、町民課なり学校教育課だけでやれるのかといたら、かなり厳しいみたいなのです。もうこども園に1つの課としてないと、なかなか運営は難しいというようなことも聞いているのですが、できればこの子育て支援課みたいなので一律にして、つくって運営を見ていったほうがいいんじゃないかと思うのですが、その辺は教育長か町長ですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

現在、この認定こども園の担当をしているのは学校教育課なのですが、このことにつきましては、幼稚園から1人職員を増強させて、こちらでその仕事をしてもらうということになっているのですが、今その幼稚園経営をこちらに引き上げた場合の穴埋めといいますか、代替の教員が見つからなくて、今まだ幼稚園で仕事をしているということなのですが、認定こども園の仕事も大分押し詰まってまいりましたので、夏休み以降引き上げて、それで担当すると。ただ、本来は、これは教育のほうでなくて別の部門でやるのですが、そういったことを言っていられない状況ですので、学校教育課挙げてこれに取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） それでは、大綱2番目に行きまして、きのう千葉議員が言った、その希望の丘・山中線というのは、今回議会報告会で出た中で、実はあそこの山中団地の名前が、町長もみずから「山中団地」と言ったり、それからある議員の新聞でも「山中団地」となったりして、はっきりしてくれというような話があったので、「山中」ですというような答弁はしてきたのですが、その中で、あそこにそういえば土地があったなと。これをどうするのかなという思いで今回質問したのですが、きのう千葉議員の質問のほうでありまして、市街化区域になったら凍結していた部分が解けていくんじゃないかというような答弁をもらいましたので、次の2番目の川内の新工業団地のところの話なのですが、答弁では、30年の2月20日に説明会があったということなのですが、実際地権者の方が説明を聞いていないということで、実は自分の家では田んぼを持っていると。それで、あれから何の説明もないので、田んぼをつくったらいいいのか、それか任せたほうがいいのか、どうしたらいいんだということがあって、ええ、そうなんですかということがあったので、本当に全員がここでは理解していただいたということなのですが、本当に理解、全員が来て理解していただいたのか。何人かいるんですね、あそこの地権者というのは。全員が来て説明会があったのかどうか、確認したいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） お答えします。

第4回の説明会につきましては、地権者等7名が対象となっておりますけれども、この説明会は6名が出席しております。ただ、欠席した残り1名に関しましても、改めて御説明はさせていただいているものでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） でも、議会報告会がこの間終わったばかりなのですがけれども、その人が説明を受けていないということだったんですよ、実際。みんな聞いているのです、ここにいる議員の人たち。どういう説明会だったのかなと思うのですが、もう一度その地権者と説明会を開いて、こういう流れでここまで来ましたという説明会を開いてもらったほうがいいと思うのですが、そういう考え、ないですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） 地権者の方々におきまして、そういった状況であるとすれば、改めて説明会を開催することも考えたいと思います。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） よろしくお願いを申し上げます。

それから、最後に学校給食の無償化についての情報なのですが、これ、私のほうが多分間違っているのですが、多分というか、間違っているんですね。住民に伝わっていないんじゃないかと、町民以外の人に伝わっていないみたいなのです。というのは、今回報告会で出た奥さんの方が、友達と話をしていたら、大郷ってそんなにいい町なのかということが伝わっていないそうなんです。それで、ホームページを見ても、すぐその子育て支援のものが表紙に出ているような状況じゃなくて、奥の奥のほうに入ってやっと子育て支援のことがわかるような状況で、ほかの町民以外の人にはわかりづらいということがあったので、その辺をもう少し考えて、こんなにいい子育て支援をやっていることをアピールすることが、町の役目だと思うのだけれども、その辺どうなっているんですかね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） 給食費と新入学用品については、ここに書かせてもらいましたとおり、保護者宛てに通知しているわけなのですが、熱海議員が言われた、その子育て支援、学校給食と新入学用品以外にも、住宅の部分とか、いろんな手当をしていますので、各課連携する中で、ホームページにわかりやすい形で掲載できればいいのかなと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 町長がせっかく公約でこんなすばらしいことをやってだよ、町民以外でわからないというのは、ちょっと情けないなと思ったので、これからよくわかるように、町民以外の人たちに。ぜひホームページなりチラシなりでお知らせをしていただきたいと思います。

以上で終わります。答弁要らないです。

議長（石川良彦君） 以上で、熱海文義議員の一般質問を終わりたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

日程第4 報告第3号 事故繰越し計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、日程第4、報告第3号 事故繰越し計算書についてを一括議題といたします。

提出者から報告を求めます。

報告第2号及び報告第3号の報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 議案書1ページをお開きいただきたいと思います。報告第2号について御説明いたします。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき平成29年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページをお開き願います。

平成29年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明します。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、セキュリティ強化対策構築事業155万円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で、業務は終了しております。国が進めるL G W A N 端末における自治体セキュリティ向上プラットフォームに参加するためのサーバーシステムを導入することについて、サーバー調達に時間を要したために繰り越したものでございます。4月20日で完成しているものでございます。

次に、公有財産分筆測量事業92万円。繰越額86万4,000円。全て一般財源で発注作業中でございます。旧黒川高校大郷校跡地へのゆめの杜保育園建設に伴う進入路の分筆測量業務について、分筆測量に不測の日数を要したために繰り越したものでございます。履行期限が今月末となっております。

次に、5款農林水産業費1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業702万4,000円。繰越額は同額でございます。未収入特定財源としまして、県支出金702万4,000円です。一般財源はゼロでございます。まだ未実施のものでございます。本事業につきましては、県補助率100%の事業でございます。担い手の確保・経営強化支援のため、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手に農業用機械購入に対し補助金

を交付するものでございます。国の補正予算対応事業で事業承認が平成30年度になることから、繰り越ししたものでございます。

続きまして、ブランドロゴ等デザイン制作事業162万円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で発注作業中です。道の駅おおさとのブランドロゴ、店内販促物、配布物・販促物デザイン制作に関する経費でございます。履行期限が9月末までとなっております。

次に、物産館改修設計事業です。359万7,000円。繰越額は同額でございます。全て一般財源で発注作業中でございます。道の駅おおさとの店舗コンセプトの策定、店舗デザイン及び売り場づくりのプランニングに関する経費でございます。履行期限が9月末の予定でございます。

続きまして、7款土木費5項都市計画費、郷郷ランド公園トイレ改修事業488万円。繰越額487万9,000円。全て一般財源です。5月14日に工事が完了しております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1億7,452万7,000円。繰越額1億7,451万8,000円でございます。未収入特定財源として、国庫支出金7,049万9,000円、地方債5,880万円、一般財源としまして4,521万9,000円です。工事施工中でございます。昨年10月発生 of 台風21号による災害復旧でございます。国債と町単独の災害復旧でほとんどが発注済みで、完成予定が10月末の予定でございます。

次に、3項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業1,300万円。繰越額998万6,000円、未収入特定財源としまして、地方債490万円、その他としまして受益者分担金174万7,000円、一般財源333万9,000円です。工事施工中でございます。これも同じく台風21号による災害でございます。町単独事業ということでございます。ほとんどが発注済みでございます。10月末の完成予定ということになってございます。

次に、4項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業605万1,000円。繰越額459万3,000円。全て一般財源でございます。459万3,000円で5月31日に工事が完了しております。これも同じく昨年の台風21号による災害でございます。

以上、合計繰越明許費2億1,316万9,000円。翌年度繰越額2億863万1,000円。既収入特定財源ゼロでございます。未収入特定財源のうち国庫支出金7,049万9,000円、県支出金702万4,000円、地方債6,370万円、その他174万7,000円。一般財源6,566万1,000円です。以上のとおり報告します。

次に、報告第3号、3ページをお開きいただきます。報告第3号につ

きまして御説明いたします。

報告第3号 事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき平成29年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書です。款、項、事業名、支出負担行為額、財源内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明いたします。

5款農林水産業費1項農業費、粕川歩道整備事業委託事業190万円。支出未済額190万円です。全て一般財源です。工事の施工中でございます。県道利府松山線粕川歩道整備事業で、昨年度繰越明許により繰り越した事業につきまして、県において2回の入札不調により工期がおくれたことにより、事故繰越となったものでございます。これにつきましては、県営事業負担金でございます。

以上のとおり報告いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第2号、報告第3号の報告を終わります。

繰越明許費及び事故繰越の報告でありますので、報告のみとなります。

-
- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第5 | 議案第41号 | 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第42号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第43号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第44号 | 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第2号） |

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について、日程第6、議案第42号 大郷町特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第7、議案第43号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第8、議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について、日程第9、議案第45号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、初めに議案第41号、議案第42号及び議案第43号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（遠藤 努君） 議案第41号の提案理由を申し上げます。5ページをお開き願います。

議案第41号 大郷町子ども・子育て会議条例の一部改正について

大郷町子ども・子育て会議条例（平成25年大郷町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、平成30年4月1日からの行政組織改編に伴う課・分掌事務の変更により、庶務担当課を保健福祉課から町民課に改めるものでございます。

別紙にて御説明申し上げます。

8条中「保健福祉課」を「町民課」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第42号の提案理由を申し上げます。7ページをお開き願います。

議案第42号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

平成30年1月31日に、特定地域保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第4号）が公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、同基準を引用している大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次ページ、別紙にて御説明申し上げます。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11号」に改めるもので、指定都市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務権限が、都道府県から指定都市に移譲されたことによるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第43号の提案理由を申し上げます。9ページをお開き願います。

議案第43号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

平成30年3月30日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、同基準を引用している大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

次ページをお開き願います。

第10条第3項第4号を「教育免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改め、第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を追加するものでございます。

現在の教員免許制度では、免許の更新制度が導入されております。更新時期に受講しなければ教諭となることができませんが、放課後児童支援員の基礎資格としては、更新講習を受講しなくても資格を満たすものです。また、10号の追加は、高等学校を卒業していなければ支援員となるための認定資格研修を受講できないため、5年以上従事した者を追加し、中学卒業者にも基礎資格を拡大したものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第41号から議案第43号までについて提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第41号、議案第42号及び議案第43号について説明を終わります。

次に、議案第44号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（伊藤義継君） それでは、議案第44号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書11ページをごらん願います。

議案第44号 大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正について
大郷町企業立地促進特別奨励金条例（平成20年大郷町条例第32号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

この条例は、大郷町に事業所を新たに設置する事業者に対しまして、用地取得のための奨励金を交付することで、企業立地促進と雇用機会の拡大を図ることを目的としているものでございます。

今回の条例改正は、奨励金の交付対象となる事業所の定義について、関係法令名の改正が行われたこと、並びに改正法令に基づき、国の同意を得ました宮城県の各種計画名の変更及び追加があったことから、改正するものでございます。

次ページをごらん願います。

第2条につきまして、奨励金交付対象事業所の定義について、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」、通称「企業立地推進法」でございしますが、これが「地域経済牽引事業の促進における地域の成長発展の基盤強化に関する法律」、通称「地域未来投資促進法」に改正されまして、平成29年7月31日に施行されております。

また、この改正にあわせまして、これまで国の同意を得ていました宮城県の基本計画は、北部と南部に区域を分けました、ものづくり産業集積形成基本計画と、地域食品関連産業等活性化基本計画がございましたが、今回その区域を宮城県全域としました、宮城県ものづくり基本計画と宮城県農林水産・食品関連産業基本計画と、それぞれ名称変更して国の同意を得ているものでございます。

また、新規計画として、情報通信関連産業の集積や大学などの情報系人材などを活用した第4次産業革命を推進します、宮城県情報通信関連産業振興基本計画も国の同意を得ていることから、条例に追加するものです。

附則については、この条例は公布の日から施行するものとし、経過措置として改正前の条例で指定を受けた事業者の特別奨励金について、そのまま有効であるものとして従前の例によるものとしています。

以上で、大郷町企業立地促進特別奨励金条例の一部改正の提案理由の説明と内容の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第44号について説明を終わります。

次に、議案第45号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第45号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第45号 平成30年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,227万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,948万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、道の駅おおさと公社改革プランに基づく物産館改修事業補助金、県補助金の交付決定により、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成、みやぎの水田農業改革支援事業補助金、コミュニティ助成金並びに認定こども園関連経費の増額補正のほかでございまして、事業の性質上、早期の執行が必要となる事業について、所要の予算を計上したものでございます。

補正額といたしまして、一般会計で1億2,227万2,000円の増額補正で、補正後の予算額は48億5,948万1,000円となります。

歳入面につきましては、補助事業見合いの特定財源としまして国県補助金及び委託金を計上したほか、地方債及び財政調整基金並びに公共施設整備基金等により財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

歳入、10款地方交付税1項地方交付税25万1,000円の増額補正でございます。放射線廃棄物処理事業費の増額に伴いまして、震災復興特別交付税の調整を行ったものでございます。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金25万1,000円の増額補正でございます。これも前款と同じように、放射線廃棄物処理事業費の増額に伴い、国費の調整を行ったものでございます。

続きまして、15款県支出金2項県補助金352万9,000円の増額補正で、民生費県補助金につきましては、在宅酸素療法に対する濃縮器利用助成金でございます。農林水産業費県補助金につきましては、農業法人に対する機械購入費の補助金でございます。

続きまして、3項県委託金です。5,000円の増額補正で、工業統計調査の交付決定によるものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金で1億1,903万6,000円の増額補正で、財政調整基金と公共施設整備基金による財源調整となっております。

続きまして、20款諸収入5項雑入200万円の増額補正で、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金でございます。

21款町債1項町債280万円の減額補正でございます。これにつきましては、農業債につきまして、不來内排水機場の経営事業負担金分について、県事業の変更に伴いまして借り入れ地方債を変更することにより、減額となるものでございます。総務債につきましては、防災無線用J-A-L-E-R-T機器更新事業費の増により、増額となっております。

以上、歳入補正額合計1億2,227万2,000円でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきます。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費160万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、まちづくりコーディネーター業務として、今後の企業誘致やアンテナショップ事業推進に向けた指導や助言、関東圏を中心とした企業情報収集や調査、町の企業等との連絡調整業務の委託費用、自動機器装置の追加による防災無線用J-A-L-E-R-T機器更新工事、平成14年に設置しておりました住民バス事務所のエアコン改修工事が主なものでございます。

2項徴税費でございます。13万円の増額補正並びに3項戸籍住民基本台帳費22万円の増額補正でございます。職員の人事異動によりまして

の住居手当の増額でございます。

次に、5項統計調査費6,000円の増減補正で、工業統計調査の調査員報酬等の増額でございます。

3款民生費1項社会福祉費53万3,000円の増額補正で、職員の人事異動による住居手当の増並びに在宅酸素療法酸素濃縮器利用者の増による助成金の増額でございます。

2項児童福祉費99万4,000円の増額補正で、保育室の空調設備改修工事でございます。

4款衛生費1項保健衛生費60万5,000円の増額補正でございまして、放射性物質廃棄物試験焼却運搬業務で計量器付きの車両へ変更に伴う増額、並びに汚染廃棄物保管場所への進入路の支障木伐採業務による増額となっているものでございます。

続きまして、5款農林水産業費1項農業費1億887万3,000円の増額補正で、道の駅おおさと公社改革プランに基づく物産館改修事業補助金、農業法人への機械購入費補助金、旧大郷牧場土砂撤去工事が主なものでございます。

6款商工費1項商工費1万円の増額補正です。職員の人事異動に伴う共済組合負担金の増でございます。

7款土木費1項土木管理費9,000円の増額補正で、職員の人事異動に伴う共済負担金の増でございます。

4項住宅費135万円の増額補正で、山中団地外壁等塗装補修工事に伴う監理業務費用の計上でございます。

次ページをお開きいただきます。

9款教育費1項教育総務費33万7,000円の増額補正です。職員の人事異動に伴う扶養手当の増、認定こども園運営法人選定委員会委員謝金等でございます。

3項中学校費5万6,000円の増額補正で、校長室事務機の老朽化に伴う備品購入費でございます。

4項幼稚園費431万1,000円の増額補正で、認定こども園移行の準備に伴う幼稚園教諭1名の臨時職員派遣業務でございます。また、保育室の空調設備改修工事でございます。

5項社会教育費323万4,000円の増額補正です。職員の人事異動に伴う管理職手当の増、2団体への和太鼓修繕へのコミュニティ助成金、町民体育館女子トイレの改修工事費の計上となっております。

歳出補正額合計1億2,227万2,000円でございます。

以上、補正前の予算額47億3,720万9,000円に歳入歳出それぞれ1億2,227万2,000円を追加し、補正後の予算額を48億5,948万1,000円とするものでございます。

続きまして、6ページ、第2表地方債補正について御説明いたします。

第2表地方債補正。1変更でございます。

2件でございます。1件目は、水利施設整備事業、これにつきましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業による経営事業負担金の変更により、限度額を1,910万円から1,590万円に変更いたします。起債方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

2番目としまして、緊急防災・減災事業です。防災無線用J-A L E R T機器更新工事の自動機器装置の増額等により限度額を360万円から400万円に変更いたします。起債方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

説明は以上です。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第45号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 2 時 1 7 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員